

平成 23 年 4 月 6 日

各位

株式会社りそな銀行

**「マンション修繕積立金信託」の取扱開始について**

りそなグループのりそな銀行（社長 岩田直樹）は、平成 23 年 4 月 13 日(水)より「マンション修繕積立金信託」（りそな合同運用指定金銭信託）の取扱いを開始いたします。

この商品は、マンション管理組合が長期修繕計画に沿って積み立てるマンション修繕積立金（以下、修繕積立金）を対象とした信託商品です。修繕積立金を安全かつ有利に運用しながら修繕費用等の支払いにも機動的に対応したいという、多くのマンション管理組合の皆さまのニーズにお応えできる商品です。主な特徴は以下のとおりです。

**1. 資産を安全に管理**

本商品は、合同運用指定金銭信託の機能を活かし、マンションにお住まいの皆さまにとって大事な修繕積立金を安全に管理します。合同運用指定金銭信託は、信託財産の独立性という信託の特性に加え、元本補てん契約が付されており、資産の安全な管理に適した商品です。

**2. 有利な予定配当率の適用**

長期的に積立が継続されるマンション修繕積立金の特性を踏まえ、合同運用指定金銭信託（期間 5 年）の予定配当率を適用いたします。

**3. 修繕費用ニーズに応じたお引き出し**

長期修繕計画に沿った大規模修繕の他、突発的な修繕工事も含めて、修繕費用のお支払いが目的であれば、いつでも資金をお引き出しいただけます。この場合、適用される配当率が下がったり、解約手数料がかかることはありません。

**4. 管理負担の軽減**

上記のような特徴を踏まえ、複数の金融機関や金融商品に分散されている修繕積立金を本商品におまとめいただければ、口座や資金の管理負担の軽減を図ることが可能です。

りそなグループでは、今後ともお客様の多様化するニーズに幅広くお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んでまいります。

以上

## 【商品概要】

項 目	内 容
1. 商品名	マンション修繕積立金信託（りそな合同運用指定金銭信託）
2. ご利用者	マンション管理組合
3. 信託の概要	マンション修繕積立金の運用を行うことを目的とする信託です。 既存の合同運用指定金銭信託に特約を付した商品であり、修繕費用支払のための解約については解約手数料がかからない点が通常の合同運用指定金銭信託との主な相違点です。
4. 期間	追加式 5年（満期日までの期間が2年未満の日に追加のお預入れが行われた場合、満期日は追加お預入れ日から2年後に延長されます。）
5. 運用の基本方針	既存の合同運用指定金銭信託と合同して運用します。合同運用指定金銭信託は、利息等の安定的な収入の確保により、信託財産の成長を図ることを運用の基本方針としています。
6. 預入れ金額	当初お預入れは原則、10百万円以上。 追加のお預入れは随時、5千円から可能です（口座振替のご利用も可能です）。
7. 払戻し	満期日以降、収益金とともにお支払いします。
8. 中途解約	マンションの修繕費用に充てる場合には随時お引出しいただけます。この場合、解約手数料はいただきません。 上記の場合を除き、原則、満期日までは解約できません。やむを得ず解約される場合は、解約手数料を頂戴します。
9. 予定配当率	お預入れ日に店頭に表示する5年ものの予定配当率を適用します。 （お預入れ後に適用する予定配当率は原則年2回（3月・9月）見直されます。）
10. 配当の支払い	毎年3月と9月の各26日にあらかじめ指定いただいた方法によりお支払いします。 金額は、半年間の利益より信託報酬、諸経費等を控除した金額とします。
11. 信託報酬	運用収益から予定配当額（予定配当率と信託金の元本により計算される額）を差し引いた金額とし、各決算毎（年2回、3月・9月の25日）に申し受けます。
12. 元本補てん契約等	運用の結果、信託金の元本に欠損が生じた場合には、当社が元本を補てんします。 ただし、当社に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合には履行できない場合があります。なお、利益の補足は行いませんので、運用結果によっては、配当率が予定配当率を下回る可能性があります。
13. 預金保険適用	この信託の元本は、預金保険制度の対象となります。